

平成 28 年 3 月 1 日

ライオン株式会社に対する健康増進法に基づく勧告について

消費者庁は、本日、ライオン株式会社に対し、健康増進法第 32 条第 1 項の規定に基づき、勧告を行いました。

ライオン株式会社が「トマト酢生活トマト酢飲料」と称する特定保健用食品に関し、日刊新聞紙に掲載した広告は、健康の保持増進の効果について、著しく人を誤認させるような表示であり、健康増進法第 31 条第 1 項の規定に違反するものであるところ、かかる行為は、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認められました。

1 違反行為者の概要

名 称 ライオン株式会社（法人番号 1010601016863）  
所 在 地 東京都墨田区本所一丁目 3 番 7 号  
代 表 者 代表取締役 濱 逸夫  
設立年月 大正 7 年 9 月 3 日  
資 本 金 344 億 337 2 万 8970 円（平成 28 年 1 月現在）

2 勧告の概要

(1) 対象商品

「トマト酢生活トマト酢飲料」と称する特定保健用食品<sup>※1</sup>（別紙 1）

※1 特定保健用食品は、健康増進法第 26 条第 1 項又は同法第 29 条第 1 項の規定に基づき、特別の用途のうち、特定の保健の用途に適する旨の表示をすることについて、消費者庁長官の許可又は承認を受けた食品であって、食生活の改善に寄与することを目的として、その食品の摂取が健康の維持増進に役立つ、又は適する旨を表示することのみが許可又は承認されているものである。

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(7) 表示媒体（別紙 2）

日刊新聞紙に掲載した広告

(4) 表示期間

平成 27 年 9 月 15 日から同年 11 月 27 日まで

(ウ) 表示内容

ライオン株式会社は、例えば、次のとおり記載することにより、あたかも、本件商品に血圧を下げる効果があると表示することについて消費者庁長官から許可を受けているかのように示し、また、薬物治療によることなく、本件商品を摂取するだけで高血圧を改善する効果を得られるかのように示す表示をしていた。

- 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）別記様式第3号に定める特定保健用食品の許可証票とともに、「ライオンの『トマト酢生活』は、消費者庁許可の特定保健用食品です。」と記載
- 本件商品についてのヒト試験結果のグラフとともに、「臨床試験で実証済み！これだけ違う、驚きの『血圧低下作用』。」と記載
- 本件商品を摂取している者の体験談として、「実感できたから続けられる！10年くらい前から血圧が気になり、できるだけ薬に頼らず、食生活で改善できればと考えていました。飲み始めて4ヶ月、今までこんなに長続きした健康食品はないのですが、何らか実感できたので継続できています。今では離すことのできない存在です。」と記載
- 「50・60・70・80代の方に朗報！」、「毎日、おいしく血圧対策。」、「薬に頼らずに、食生活で血圧の対策をしたい”そんな方々をサポートしよう」とライオンが開発した『トマト酢生活』。」と記載

イ 実際

本件商品は「本品は食酢の主成分である酢酸を含んでおり、血圧が高めの方に適した食品です。」を許可表示とし、食生活の改善に寄与することを目的として、その食品の摂取が健康の維持増進に役立つ、又は適する旨を表示することのみが許可されている特定保健用食品であって、血圧を下げる効果があると表示することについて消費者庁長官から許可を受けているものではなく、また、高血圧<sup>※2</sup>は薬物治療を含む医師の診断・治療によらなければ一般的に改善が期待できない疾患であって、薬物治療によることなく、本件商品を摂取するだけで高血圧を改善する効果が得られるとは認められないものであった。

※2 一般には、血圧値のうち収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上の者は高血圧とされ、年齢が高いほど、高血圧に該当する者の割合は高くなる傾向にある。また、高血圧は、薬物治療を含む医師の診断・治療によらなければ一般的に改善が期待できない疾患である。

(3) 勧告の概要

ア 前記(2)アの表示は、健康の保持増進の効果について、著しく人を誤認させるような表示であり、健康増進法に違反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底

すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

**【本件に対する問合せ先】**

消費者庁表示対策課食品表示対策室

電 話 03-3507-9126

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

担 当 田中（健）、田中（誠）、金子

## 本件商品の概要



商 品 名	トマト酢生活トマト酢飲料
形 状	100g / パック
原 材 料	醸造酢、黒糖ぶどう糖液糖、エリスリトール、香料、酸化防止剤（ビタミンC）、甘味料（アセスルファムK、スクラロース）、トマト色素
許可年月日	平成19年5月17日
許可番号	873
許可表示	「本品は食酢の主成分である酢酸を含んでおり、血圧が高めの方に適した食品です。」

## 健康増進法（抜粋）

（平成十四年法律第百三号）

### （目的）

**第一条** この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

### （特別用途表示の許可）

**第二十六条** 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途に適する旨の表示（以下「特別用途表示」という。）をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2～7 （省略）

### （誇大表示の禁止）

**第三十一条** 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2 （省略）

### （勧告等）

**第三十二条** 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 （省略）